

第5章 県外で大規模災害が発生した場合（他都道府県への公衆衛生スタッフの派遣）

1 被災都道府県に公衆衛生スタッフを派遣する際の各機関の役割

県外の被災地へ公衆衛生スタッフを派遣する際の役割分担を表41に示す。

表41 被災都道府県に公衆衛生スタッフを派遣する際の各機関の役割

区分	内容
福祉保健課、環境立県推進課 医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・他都道府県への公衆衛生スタッフ派遣体制の整備 ・派遣の調整、派遣計画の作成 ・派遣公衆衛生スタッフの決定、派遣班の編成 ※ ・連絡会議、セレモニー、報告会の実施 ・派遣に伴う必要物品の確保、移動手段や宿泊施設等の確保※ ・派遣公衆衛生スタッフの健康管理 ※
総合事務所福祉保健局・生活環境局等	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣に伴う必要物品の準備（主に業務用品等）※ ・派遣公衆衛生スタッフの健康管理 ※
公衆衛生スタッフ自身	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣公衆衛生スタッフとしての活動 ・セルフケアによる健康管理

注：※印については、各派遣元自治体が行う。

2 他都道府県への公衆衛生スタッフ派遣体制の整備

福祉保健課、環境立県推進課は他都道府県で大規模災害が発生した場合、速やかに公衆衛生スタッフを派遣できるよう、年度当初に派遣する者の計画を作成する。

- (1) 年度当初に、県は班員名簿を作成する。
- (2) 県からの派遣者については、各総合事務所福祉保健局・生活環境局等が「災害時における公衆衛生スタッフの派遣に係る名簿」を作成し、毎年4月10日までに福祉保健課、環境立県推進課へ提出する。
- (3) 福祉保健課、環境立県推進課は、県公衆衛生スタッフの派遣者名簿を作成し、総合事務所福祉保健局・生活環境局等などへ周知する。

3 公衆衛生スタッフ派遣の調整

公衆衛生スタッフの派遣に係る調整を表42に示す。

表42 公衆衛生スタッフ等の派遣調整

1 市町村間の調整	<ol style="list-style-type: none"> (1) 派遣の要請があった場合、県の職員の調整を行い、派遣チームを編成し派遣計画を作成する。 (2) 派遣が長期に及ぶ可能性がある場合は県内市町村に派遣協力の可否について確認を行う。 (3) 厚生労働省と連絡を取り、被害状況、必要物品等の情報収集を行う。
2 派遣公衆衛生スタッフの決定	(1) 県公衆衛生スタッフについては、年度当初に作成した派遣者名簿に基づき、派遣班及び派遣日程等を決定する。
3 連絡会議（オリエンテーション）の開催	(1) 現地の状況や活動内容、携行物品、移動・食事・宿泊施設、医療政策課との連絡方法等について伝達するため、派遣公衆衛生スタッフに対するオリエンテーションを行う。
4 バックアップ体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 派遣公衆衛生スタッフが被災地に入り活動に従事すると、被災地活動全般に係る情報の入手が困難となることから、活動に必要な情報を収集・整理し、情報提供を行う。 (2) 1日1回の定時連絡の他、随時連絡がとれる体制を整備する。 (3) 派遣公衆衛生スタッフの健康管理、事故対策、心のケアを含めて状況を把握し、適切に対応する。
5 活動状況等の把握	(1) 県内各総合事務所福祉保健局・生活環境局等などへの情報提供を行う。
6 派遣体制の見直し等	(1) 被災都道府県等と連絡を密にし、現地情報を収集するとともに、状況に応じた派遣計画・体制の見直し、終了を検討する。
7 派遣終了後のまとめ	<ol style="list-style-type: none"> (1) 派遣公衆衛生スタッフは、派遣終了後、被災地支援活動状況を医療政策課に提出する。 (2) 医療政策課は、派遣公衆衛生スタッフから提出された資料をまとめ、被災地支援活動報告書等を作成するとともに、報告会を開催する。

4 派遣公衆衛生スタッフの班体制

派遣班の構成等を表 43 に示す。

表 43 派遣班の構成等

1 各班員の構成	(1)保健師 2 人 1 組の班編成を最小単位とする。 (2)構成は、災害支援活動経験者による組合せや経験者と未経験者による組合せ等派遣する時期に応じて検討する。 (3)市町村保健師を派遣する場合、県保健師との組合せを基本とする。 (4)被災地の状況に応じて、保健師以外の公衆衛生スタッフの派遣を検討する。
2 派遣期間	(1)概ね 7 日間（移動日 2 日間、活動日 5 日間）程度を基本とし、活動の安定等状況の変化によっては、10 日間～2 週間の期間変更も検討する。 (2)移動時間が長く、移動日に引継ぎの時間が十分確保できない場合は、前班との重複を 2 日間とする体制も検討する。
3 派遣公衆衛生スタッフ間の引継ぎ	(1)担当避難所・仮設住宅、要支援ケース等、派遣公衆衛生スタッフが担当した事務を引き継ぐ。
4 情報共有体制	(1)インターネットの活用により派遣元と情報共有を行う。
5 派遣に伴う必要物品	(1)公衆衛生活動に必要な物品・携帯品を持参し、現地で即座に活動できるように準備する。（P49 「表 45 携行品一覧」） (2)携行品は、現地の状況や派遣者数により随時調整する。携行品が多い場合は、事前に現地へ送付する。 (3)迅速に対応するために、医療政策課及び総合事務所福祉保健局等は、平常時から準備・保管を行う。
6 移動手段や生活の場の確保	(1)現地活動用も兼ね公用車等車両を確保し、必要に応じて緊急車両証明書等の準備を行う。 (2)被災地及び被災地周辺に派遣公衆衛生スタッフの宿泊先を確保する。 (3)避難所への宿泊が必要な場合は、寝袋等の必要物品を準備する。

5 派遣公衆衛生スタッフとしての基本姿勢と役割

派遣公衆衛生スタッフとしての基本姿勢と役割を表 44 に示す。

表 44 基本姿勢と役割

<p>(1)派遣先の公衆衛生スタッフ自身が被災していることを念頭におき、被災地の住民への支援活動を行うとともに、現地職員に対しても支援する役割を担っていることを認識して行動する。</p> <p>(2)被災地の職員に余分な負担をかけることがないように、支援活動に必要な物品を持参するとともに、自己完結を図る。</p> <p>(3)混乱の中で被災地職員が具体的な指示を出すのは困難なことも想定されるため、割り振られた業務のみでなく、支援業務や公衆衛生活動について、派遣公衆衛生スタッフが自ら考え、現地の了解を得た上で主体的に活動をしていく必要がある。</p> <p>(4)通常業務を行う場合もあり、総体としての被災地支援であることを認識する。</p> <p>(5)活動内容を記録し、派遣終了時に被災自治体に報告するとともに報告書の写しを被災自治体に了解を得て持ち帰る。（個人情報保護に関わるものを除く。）</p>
--

表 45 携行品一覧

(1) 業務用品

品名	数量	備考	品名	数量	備考	
訪問かばん	1	各班引継ぎ	ティッシュ (箱・携行用)	適量	各班引継ぎ	
血圧計 (携帯用)	2		ピンセット	1		
聴診器	2		はさみ	1		
携帯用手指消毒液 (速乾性)	1		爪切り	1		
エプロン (使い捨て)	適量		毛抜き	1		
マスク (使い捨て)	適量		ウェットティッシュ (箱・携行用)	適量		
手袋 (使い捨て)	適量		ゴミ袋 (450・900)	適量		
アルコール綿 (個包装)	適量		綿棒 (個包装)	適量		
舌圧子 (使い捨て)	10		絆創膏 (サージカルテープ)	適量		
体温計	1		応急用絆創膏	適量		
ペンライト	1		脱脂綿	適量		
メジャー	1		包帯 (弾力・ネット)、三角巾	適量		
懐中電灯	2		腕章又はベスト (鳥取県)	2		
ラジオ	1		携帯電話・充電器 (一人1台)	1		
単一乾電池 (懐中電灯用)	8		パソコン (インターネット) ※マニュアル、パンフレット、 記録様式搭載	1		
雨合羽	2		補充物品			
軍手 (組)	2		マスク (使い捨て)	適量		各チームで 随時補充
筆記用具セット (※)	適量		手袋 (使い捨て)	適量		
タオル	適量		脱脂綿	適量		
ペーパータオル	適量		携帯用手指消毒液 (速乾性)	適量		
液体ハンドソープ	1		滅菌ガーゼ (個包装)	適量		
手指消毒液 (速乾性)	適量		アルコール綿 (個包装)	適量		
口腔ケア用具 (歯ブラシ等)	適量					

(※) 筆記用具セット…赤・黒ボールペン・シャープペンシル、蛍光ペン、色マジック、付箋、ホッチキス (針)、
計算機、はさみ、カッター、セロテープ、クリップ、ダブルクリップ、クリアホルダー、バインダー、
ファイル、引継ぎノート、ガムテープ、模造紙、A4用紙等

(2) その他物品 (必要に応じて用意する。)

品名	数量	備考	品名	数量	備考
長靴・ヘルメット	適量	各班引継ぎ	トレイ	適量	各班引継ぎ
簡易トイレ	1		防寒着	適量	
バケツ・洗面器	各1		使い捨てカイロ	適量	
虫除け (蚊取り線香等)	1		デジタルカメラ	1	
マッチ又はライター	1		乾電池バッテリー	1	
更衣用簡易ドレッサー	1		プリンタ	1	
寝袋	適量		電子辞書 (医学辞典、治療薬辞 典搭載)	1	
毛布	適量		作業着 (上下)	1	
スプレー式消炎鎮痛剤	適量		緊急車両通行証明証	1	
湿布	適量		USBメモリ	1	
傷用の消毒液・傷薬	適量				

(3) 食料品等

水	お茶	アルファ化米
インスタント・レトルト食品	栄養調整食品 (個形・ゼリー状)	紙皿、紙コップ、箸等の食器
ラップ・アルミホイル	カセットコンロ・ボンベ	鍋

(4) 個人物品 (派遣保健師等個人で用意する。)

職員証 (身分証明証)	組合員証	運転免許証	名札 (通常使用のもの)
上履き	着替え	雨具 (折畳み傘等)	常備薬
洗面用具	ウェストポーチ等袋	小銭	カイロ (冬季)

(5) 服装

動きやすい服装 (スラックス、運動靴等)

表 46 子どもたちのサインと大人にできる対応

	子どもに見られる反応	大人にできる支援
幼児期（5歳までの子ども）	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>夜中に目を覚ます <input type="checkbox"/>トイレのしつけがうまくいかない <input type="checkbox"/>赤ちゃん返りが見られる <input type="checkbox"/>大きな音に驚く <input type="checkbox"/>世話をする人にまわりつく <input type="checkbox"/>急に体を硬くする <input type="checkbox"/>体験した出来事を繰り返し話す <input type="checkbox"/>ぐずったり、泣きわめく等扱いにくくなる <input type="checkbox"/>無口になる <input type="checkbox"/>表情が乏しくなる <input type="checkbox"/>保育所や幼稚園で、体験に関連した遊びに友達を巻き込む <input type="checkbox"/>元気がなくなり今までのように遊ばない <input type="checkbox"/>眠ることや夜一人になるのを怖がる <input type="checkbox"/>体の痛みや具合の悪さを訴えるが医者に見せても異常がない <input type="checkbox"/>物事を思い通りにしたがる <input type="checkbox"/>季節や祝祭日が引き金になって記念日反応が起きる 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大丈夫だよ」と言葉に出して子どもに伝える。 ・何度でも子どもの話に耳を傾ける。 ・睡眠や食事等の日常生活を今までどおり続ける。 ・世話をしてくれる大切な大人から不必要に引き離さない。 ・楽しみにしていることは続けてさせてあげる。 ・夜は必ず一緒に寝る。 ・スキンシップを普段以上に持ち、気にかけてあげる。 ・毎日のリズムは崩さず規則正しい生活を送るよう心がける。 ・外傷体験を再現するごっこ遊びをすることがある。お医者さんセット、救急車、ぬいぐるみ、積み木のおもちゃを用意して子どもの体験の表現に役立てるのもよい。 ・外傷体験を無理に思い出させるような刺激を避ける。
小学生	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>体験したことを繰り返し話す <input type="checkbox"/>体験した出来事に関連する物事に対して恐怖を示す <input type="checkbox"/>兄弟姉妹や友達に対して体験したことを再現する <input type="checkbox"/>また同じような体験をするのではないかと不安がる <input type="checkbox"/>学校で集中力がなくなり、成績が下がる <input type="checkbox"/>行動、気分、性格が変わる <input type="checkbox"/>赤ちゃん返りをする（指しゃぶり、おもらし、一人でトイレに行けない、やたらに抱っこしてもらいたがる、赤ちゃん言葉になる等） <input type="checkbox"/>無口になる、又は反対に攻撃的になる <input type="checkbox"/>それまで好きだった事をしなくなる <input type="checkbox"/>睡眠障害（不眠、悪夢、夢遊病、夜驚等）がある <input type="checkbox"/>出来事は自分のせいではないかと思う <input type="checkbox"/>親の反応に敏感になる（親を苦しめたくないと思うので） <input type="checkbox"/>自分の感情の激しさに自分自身が怖くなる <input type="checkbox"/>季節や祝祭日等が引き金となって記念日反応が起きる 	<ul style="list-style-type: none"> ・「今は安全だよ」と伝える。 ・何度でも子どもの話に耳を傾ける。 ・時間と共に自分らしさを取り戻せることを伝える。 ・成績が下がることもあるが、一時的なことであることを伝える。 ・自信のあることをするように促し、ほめて支える。 ・お手伝いを頼む等気分転換を図る。 ・なるべく早い時期から以前の生活パターンに戻すことを心がける。 ・あまり大きな責任を与えないように注意する。 ・友達と遊べるように時間や場所を与える。 ・楽しみにしていることは続けさせる。 ・ゆっくりと話しができる時間を夜に作る。 ・子どもの赤ちゃん返りや変化をばかにしない。
中・高校生	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>睡眠や食事が普通にたれず、生活リズムが乱れる <input type="checkbox"/>自分のことばかり考えてひきこもる <input type="checkbox"/>自分の無力さに悩む <input type="checkbox"/>恥ずかしいという気持ちや罪の意識を感じていることも多い <input type="checkbox"/>抑うつ的になりものの見方が悲観的になる <input type="checkbox"/>大人びた行動や態度、逆に反抗的・非協力的な態度をとることもある <input type="checkbox"/>行動範囲が狭くなる <input type="checkbox"/>外傷体験への復讐や後先を考えない行動をすることがある <input type="checkbox"/>性格が変わったり、大切な人との関わり方が変わる <input type="checkbox"/>自分の不安やストレス反応に対する友達の反応をとても気にする <input type="checkbox"/>集中力の低下や学業成績の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの話に耳を傾ける。 ・友達と過ごす機会を尊重する。 ・楽しみにしていることは続けさせる。 ・罪悪感、無力感、恥ずかしさといった感情は正常の反応であることを伝える。 ・自分のできることをまずやるように勧める。 ・スポーツや手伝い等身体を動かすことを勧める。 ・学校や仲間といるときの様子に関心を持つ。 ・激しい感情の変化や行動の変化に早く気づき専門機関と連携をとる。

日本小児科医会「もしものときに 子どもの心のケアのために」平成3年参考

表 47 こころの相談機関一覧

機関名	所在地	電話番号・FAX番号
鳥取県立精神保健福祉センター	〒680-0901 鳥取市江津318-1	TEL0857-21-3031 FAX0857-21-3034
鳥取市保健所	〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2	TEL0857-22-5616 FAX0857-22-5670
中部総合事務所福祉保健局（倉吉保健所） 障がい者支援課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	TEL0858-23-3147 FAX0858-23-4803
西部総合事務所福祉保健局（米子保健所） 障がい者支援課	〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45	TEL0859-31-9304 FAX0859-34-1392

※平成30年4月現在

表 48 災害時の公衆衛生活動に関連する法令等

災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）	
＜災害時における職員派遣＞	
○職員の派遣要請	第 29 条第 1 項 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項 に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
○職員の派遣のあつせんの要請	第 30 条第 1 項 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。
○地方自治体職員等の派遣のあつせんの要請	第 30 条第 2 項 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第 91 条第 1 項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
○職員の派遣義務	第 31 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等又は市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前 2 条の規定による要請又はあつせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。
○派遣職員の身分の取扱い	第 32 条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。
	第 32 条第 2 項 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分の取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。
＜災害応急対策・応急措置＞	
○災害応急対策及びその実施責任	第 50 条第 1 項 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行うものとする。 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 8 緊急輸送の確保に関する事項 9 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
	第 50 条第 2 項 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。
○市町村の応急措置	第 62 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。
○他の市町村長等に対する応援の要求	第 67 条第 1 項 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
○指揮系統	第 67 条第 2 項 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
○都道府県知事等に対する応援の要求	第 68 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急措置の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
○都道府県知事等に対する応援の要請	第 74 条第 1 項 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急措置を実施するため必要があると認められるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
○指揮系統	第 74 条第 2 項 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあっては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行なうものとする。

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）	
○内閣総理大臣の指示	第14条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救助について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。
○費用の弁償	第18条第1項 第4条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。
○費用の求償	第20条第1項 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）	
○職員の派遣	第252条の17第1項 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。 第2項 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

厚生労働省防災業務計画（地域保健の関連が深い部分の抜粋） 平成13年2月14日厚生労働省発総第11号制定、平成25年10月1日厚生労働省発社援1001第1号修正 ＜第1編災害予防対策 第2章医療・保健に係る災害予防対策＞	
第7節 防疫に係る防災体制の整備	1 都道府県及び市町村は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。 2 都道府県は、災害時の衛生状態の悪化や拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足する場合に備え、平常時から器具機材の確保や近隣都道府県との応援体制の確立に努める。 3 厚生労働省健康局は、都道府県及び市町村が行う防疫に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。
第8節 個別疾病に係る防災体制の整備	第2 難病等 1 都道府県は、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、医療機関等の協力を求めるとともに、連絡体制を整備するなど、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。 2 厚生労働省健康局は、都道府県が行う難病等に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。
第9節 災害保健活動に係る体制の整備	第1 情報収集体制の整備 1 厚生労働省健康局、都道府県及び市町村は、災害時の保健活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うため、情報の収集・連絡・共有化システムのIT化に努める。 第2 保健師等の派遣や保健活動に関する体制整備 1 厚生労働省健康局は、都道府県の協力の下、災害時の保健師のあっせん・調整のシステムを整備するとともに、災害時保健活動に関する研究及び研修を推進する。 2 都道府県・市町村は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、被災者支援における保健師等の役割を地域防災計画等で明確にするとともに、災害時の保健師等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。
＜第2編災害応急対策 第2章医療・保健に係る対策＞	
第4節 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による健康管理	第2 被災者等への健康管理活動 1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者等の健康管理を行う。 (1) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。また、食料の確保及び食事制限のある人のニーズに応じた配食の状況等に配慮すること。 (2) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行うこと。 第3 保健師等の応援・派遣受入 1 被災都道府県・市町村は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により、その他の都道府県・市町村に保健師等の派遣を要請する。 2 被災都道府県は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の他の自治体の職員の派遣についてあっせんを要請する。 3 厚生労働省健康局は、被災都道府県からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行う。ただし、緊急を要する場合は、被災都道府県からの要請を待たずに被災都道府県

	以外の都道府県に対し、保健師等の応援、派遣等を求めた上で、被災都道府県に対し、その旨を通知する。
第7節 防疫対策	<p>1 被災都道府県・市町村は、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。</p> <p>(1) 被災都道府県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、管内市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。</p> <p>(2) 夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足することも想定されるため、被災都道府県は、近隣都道府県に対する応援要請を検討し、必要に応じ速やかな応援要請を行うこと。</p> <p>(3) 冬場に災害が発生した場合には、インフルエンザが避難所において流行することが考えられるため、被災都道府県は、手洗いやうがいの励行、マスクの活用とともに、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行う。</p> <p>(4) 避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。</p> <p>また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。</p> <p>2 厚生労働省健康局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。</p>

鳥取県地域防災計画（災害応急対策編（共通）） 平成30年3月修正	
第6部 医療救助計画	
第1章 医療（助産）救護の 実施	<p>第1節 目的 この計画は、災害により、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、県、市町村その他関係機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。 また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する医療救護活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。</p> <p>第2節 医療機関の機能の確保 県は、災害時における医療機関の機能を確保するため、水道、電気、ガス等の関係事業者に対し、医療機関のライフラインの確保又は早期復旧のための協力を要請する。</p> <p>第3節 医療救護活動 県内の災害発生時における医療救護活動を、医療関係機関で相互に連携して、次のとおり実施する。 なお、医療救護に準じて助産の救護を行う。</p> <p>1 県 県は、「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、迅速な救護活動を行う。</p> <p>(1) 医療救護対策本部・医療救護対策支部の設置 県（福祉保健部）は、次に掲げる場合、医療救護活動の必要性について情報収集を行い、必要に応じて本庁に医療救護対策本部、福祉保健局に医療救護対策支部を設置するものとする。（設置者：県福祉保健部長）</p> <p>ア 県本部が設置されたとき イ 県本部は設置されていないが、医療救護活動が必要となるおそれがあるとき</p> <p>(2) 医療救護対策支部による医療救護班・保健師の派遣 ア 次に掲げる場合、医療救護班と保健師を現場での初期治療及びトリアージ等を行うため、災害現場等に派遣するものとする。 なお、被災市町村からの派遣要請があった時点で医療救護対策本部等が設置されていない場合は、県福祉保健部は速やかに当該組織を設置するものとする。</p> <p>(ア) 被害状況や患者の収容状況等を勘案の上、派遣が必要と認められるとき (イ) 被災市町村から要請があったとき イ 県による医療救護班等の派遣では十分な対応ができないと認められる場合は、関係機関に医療救護班の派遣要請をする。 ウ 県内の医療機関で対応できない規模（医療機関の受入体制、傷病の程度によって適宜判断する。）の傷病者が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、医療救護対策本部に対し、他県等からの応援要請を行うよう求める。 エ 医療救護対策支部で十分な対応ができない場合は、医療救護対策本部へ支援を要請する。</p> <p>(3) 医療救護対策本部による応援要請 ア 医療救護対策本部は、次に掲げる場合、他県等に対して医療救護班の派遣等についての応援要請を行う。</p> <p>(ア) 医療救護対策支部から他県等への応援要請を求められたとき (イ) 他県等への応援要請が必要と自ら判断したとき イ 医療救護対策本部は、他県等から派遣された医療救護班が所属する医療救護対策支部を決定する。</p>

(4) DMAT県調整本部の設置

医療救護対策本部は、DMATの派遣要請をした場合、統括DMAT登録者(サポート要員を含む)を招集し、医療救護対策本部の下に、統括DMAT登録者を本部長とするDMAT県調整本部を設置し、県内で活動する全てのDMATの統括を行う。

(5) 県・地域災害医療コーディネーターチームの設置

医療救護対策本部及び医療救護対策支部は、災害医療関係団体等の災害医療コーディネーターを招集し、医療救護班等の医療救護活動を調整する機能を担うコーディネーターチームを設置する。

(6) 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU) の設営

医療救護対策本部は、傷病者の航空搬送を行う拠点として、DMAT及びSCU設営協力医療機関と連携し航空搬送拠点臨時医療施設(SCU) の設置運営を行う。

2 保健所設置市

保健所設置市(鳥取市)は、鳥取市と県が連携して定める「鳥取市災害医療活動指針(仮称)」に基づき、東部圏域の医療救護支部の機能を担い救護活動を行う。

(医療救護活動のための県・保健所設置市の活動概要)

組織等	実施する医療救護活動等
医療救護対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関からの情報収集や、関係機関との連絡調整業務。 医療救護対策支部に対する指導、助言、支援等。 関係機関に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班等の派遣要請。 統括DMAT登録者及び県災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立。 他県等に対する応援要請及び調整。 収集した情報を整理し、県本部(危機管理局)へ報告。
医療救護対策支部及び鳥取市保健所(以下「医療救護支部等」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関、医師会、市町村等の現地関係機関との連絡調整 現地関係機関からの情報収集及び情報の集中管理。 収集した情報を整理し、医療救護対策本部及び県災害対策地方支部へ報告。 地域災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立。 医療救護班、保健師の派遣及び、医療救護班の配置先の決定。 関係機関に対する医療救護班の派遣要請。
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> 要請を受け、県立病院から派遣。 災害現場又は救護所での初期治療及び、必要と認めたときはトリアージの実施。
保健師	<ul style="list-style-type: none"> 要請を受け、被災していない保健所から派遣。医療救護班等と連携して活動。

3 被災市町村

- 被災市町村は、あらかじめ指定した施設等(学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等)に救護所を設置し、自治体病院より医療救護班を派遣する。
- 被災市町村は、災害の程度により必要と認めたときは、県(医療救護対策支部)及び地区医師会に対し医療救護活動につき協力要請を行う。
- 被災市町村は、救護所における初期治療では対応しきれない中等症患者及び重症患者を、後方医療機関へ搬送する。
- 被災市町村は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織への参加。

4 関係機関、被災していない市町村

関係機関名	実施する医療救護活動の内容
被災していない市町村	<ul style="list-style-type: none"> 県、被災市町村の要請に基づき、自治体病院等の医療救護班、保健師を派遣。
独立行政法人国立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班を派遣。 県が要請を行う際の連絡調整窓口は、中国四国厚生局である。
日赤鳥取県支部	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班を派遣。(医薬品調達は別掲) 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する。 傷病者の規模等に応じ、近隣県の日赤支部、日赤本社へ応援要請。
県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班及び県災害医療コーディネーターを派遣。
地区医師会	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の要請に基づき、医療救護班を派遣。 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣。
国立大学法人鳥取大学	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医学部附属病院より医療救護班(DMAT含む)及び災害医療コーディネーターを派遣。
自治体病院・公的病院(災害拠点病院)	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班(DMAT含む)を派遣。 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する。

県歯科医師会	・県の要請に基づき、歯科医療救護班及び災害医療コーディネーターを派遣。
県薬剤師会	・県の要請に基づき、薬剤師及び災害医療コーディネーターを派遣。（医薬品調達は別掲）
県看護協会	・県、医師会の要請に基づき、災害支援ナースを派遣。 ・県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣。
県助産師会	・県の要請に基づき、助産師を派遣。
公立豊岡病院 島根県立中央病院	・県の要請に基づき、ドクターヘリを派遣する。（ドクターヘリ運航要領による）

5 自治医科大学医療チームの派遣

学校法人自治医科大学による自治医科大学医療チーム（医師、看護師、事務職員等から構成する5名程度）の医療支援については以下のとおり。

- (1) 要請は、県（福祉保健部）が行う。
- (2) 派遣の対象となる災害は、地震その他自然災害に起因するものとする。
- (3) 派遣要請に当たっては、自治医科大学地域医療推進課（電話 0285-58-7053）に連絡を行い、派遣場所を指定するとともに、被災状況等を提供するものとする。
- (4) マスコミ報道等により甚大な被害が発生していることが明白であって、医療チームの派遣要請がない場合には、自治医科大学から県に対して派遣の必要性について連絡がなされる。
- (5) 当該支援は自治医科大学を卒業した医師の支援も兼ね、当該医師から派遣要請を行うこともできるが、その際には県を経由して派遣要請する必要がある。
- (6) 医療の範囲は初期救急とし、派遣期間は5日程度を基本とする。

6 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

- (1) DMAT県調整本部は、DMAT等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- (2) 全国からのDMATは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDMATの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

第4節 医療救護班等の活動

災害発生時には必要に応じ、県・市町村・各関係機関であらかじめ編成されている医療救護班が人命救助を最優先とした活動実施のため災害現場や救護所に派遣され、現場での初期治療やトリアージを実施する。

1 医療救護班の業務内容

- (1) 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）
- (2) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (3) 薬剤、又は治療材料の支給
- (4) 看護
- (5) 後方医療機関への患者の収容

2 医療救護班の構成基準

標準的な医療救護班の構成は、次の職種とし、1班あたり、概ね次の人数以上を確保するものとする。

医師（1人）、看護師（2人）、薬剤師（1人）、業務調整員（1人）

3 薬剤師会による薬剤師の派遣

医療救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

第5節 公衆衛生活動

災害発生時における公衆衛生活動を、公衆衛生関係機関で相互に連携して、次のとおり実施する。

1 県

県は、被災地の避難所等で医療支援及び公衆衛生活動が必要であると認めるときは、公衆衛生関係機関へ必要な人材の派遣を要請する。

2 関係機関及び活動内容

関係機関名	実施する公衆衛生活動の内容
県助産師会	・県の要請に基づき、助産師を派遣。 ・避難所等における妊産婦、じょく婦又は乳幼児に対する保健指導、分娩の介助。
県栄養士会	・県の要請に基づき、栄養士を派遣。 ・被災者の栄養指導、避難所や在宅被災者の栄養状態に関する調査等。
県臨床心理士会	・県の要請に基づき、臨床心理士及び精神保健福祉士を派遣。
県精神保健福祉士会	・避難所でのこころの相談巡回、在宅者・要援護者訪問、支援者のメンタルケア。

県柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請に基づき、柔道整復師を派遣。 ・避難所等における柔道整復師法に規定された柔道整復業務（骨折・脱臼・捻挫等の負傷者に対する応急手当）
---------	---

第6節 医薬品等の確保

1 県・保健所設置市

- ア 医療救護対策本部は、医薬品等の取扱い業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努める。
- イ 医療救護対策支部等は、被災市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、医療救護対策本部に連絡し、医療救護対策本部は、「医薬品等の調達に関する協定書」に基づき、各圏域の病院に県が備蓄している医薬品等を供給し、又は取扱業者に「医薬品等の調達に関する協定書」に基づき発注し調達補給する。
- ウ 医療救護対策支部等は、医療機関の医薬品等の在庫及び必要量を把握し、多数の医療機関において医薬品等の不足が生じた場合は、医療救護対策本部に連絡し、医療救護対策本部は必要に応じて取扱業者に発注を行い、医薬品等の確保を支援する。
- エ 被災地におけるインフルエンザ対策として、ワクチンが不足するおそれがある場合には、国（厚生労働省）に対し、被災地用ワクチンの融通を要請する。

2 日赤鳥取県支部

- ア 鳥取赤十字病院に日赤の救護活動に必要な医薬品等の備蓄を図るとともに、取扱業者に発注し、調達補給する。
- イ 自ら調達できる医薬品等では十分な対応ができないと判断したときは、速やかに隣接県日赤支部又は日赤本社に要請し調達する。

3 鳥取県赤十字血液センター

必要な輸血用血液製剤について、日赤中四国ブロック血液センターと連携して、広域的に調達する。

4 県薬剤師会

一般用医薬品の取扱い業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な一般用医薬品の調達に努める。

5 鳥取県医薬品卸業協会

医薬品取扱業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める。

6 一般社団法人日本産業・医療ガス協会 中国地域支部

医療ガスボンベ等取扱業者から必要な医療ガス、ボンベ等の調達に努める。

7 山陰医療機器販売業協会

医療機器取扱業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するのは以下のとおりである。

- 1 救護所の設置
- 2 自治体病院の医療救護班及び保健師の派遣
- 3 県及び地区医師会に対する医療救護活動の協力要請
- 4 中等傷患者及び重傷患者の後方医療機関への搬送
- 5 医療救護活動の調整機能を担う組織への参加

第8部 食糧・物資調達供給計画

第3章 飲料水の供給

第1節 目的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染されて現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、関係機関の協力のもとに飲料水等の供給を図ることを目的とする。

第2節 実施主体

被災者に対する飲料水の供給の実施は、市町村が行う。ただし、当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

第3節 飲料水の確保、調達及び配分の措置

1 飲料水の確保

市町村は、概ね次の方法により飲料水を供給し、又は確保するものとする。

ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案の上、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

- (1) ボトルウォーターを供給する。(備蓄品を優先配布)

	<p>(2) 災害用給水袋を配布する。(備蓄品又は調達品)</p> <p>(3) 被災地に近い水源地から給水車又は給水タンク等により運搬供給する。</p> <p>(4) 可搬式浄水器の浄水等により、飲料水を確保する。</p> <p>(5) 災害対応自動販売機を設置している場合は、災害時モードに切り替え、飲料水を無償提供する。</p> <p>2 不足分に係る供給要請、調達</p> <p>県（生活環境部）は、市町村から飲料水の供給について応援要請があったとき、又は緊急時においては、次の方法により飲料水の供給を実施し、計画的な給水を行うよう応援するものとする。</p> <p>より具体的な給水応援計画は、県（生活環境部）が定める「地震時における水道の応急対策行動指針」（資料編を参照）に基づいて実施する。</p> <p>(1) 自衛隊への給水支援を要請する。</p> <p>(2) ボトルウォーターの調達を行う。</p> <p>(3) 各県に対し、飲料水の調達について応援の要請をする。</p> <p>(4) 応援給水が円滑に行えるよう、隣接市町村など要請機関との調整を行う。</p> <p>(5) 給水用機械器具等を調達し、又はこれらを所有する機関（県内市町村、他の都道府県等）に要請する。</p> <p>3 留意点等</p> <p>(1) 飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。</p> <p>(2) 飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤等により適切に処理する。</p> <p>(3) 住民に対して節水の励行を呼びかける。</p> <p>(4) 県及びその他関係機関と連携し、上水道の早期復旧を図る。</p> <p>(5) 水の供給は、可能な限り、要配慮者、避難所、医療施設、福祉施設に優先して供給するものとする。</p> <p>(6) 飲料水の供給に当たっては、避難所以外の住民についても留意する。</p> <p>第4節 その他の水の供給</p> <p>飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法の準用・井戸水、河川、湖沼の水の利用等により行う。（用途の例）医療、清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等</p> <p>第5節 広報</p> <p>給水を実施する場合には、県及び市町村、その他関係機関で連携して給水場所及び時間等について広報を実施する。</p> <p>第6節 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p>県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するのは以下のとおりである。</p> <p>1 住民への飲料水の供給</p> <p>(1) 備蓄飲料水の供給</p> <p>(2) 不足分に係る供給要請</p> <p>(3) 飲料水の集積・配分</p>
--	--

第9部 保健衛生対策計画

<p>第1章 トイレ対策</p>	<p>第1節 目的</p> <p>この計画は、災害発生時における被災者のトイレ確保について定めることを目的とする。</p> <p>(1) 仮設トイレの設置、維持</p> <p>(2) 携帯トイレの配付</p> <p>(3) 既存トイレの復旧、維持</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>*以下、本章及び災害予防編第9部第1章「トイレ確保体制の整備」において、次のとおり記載する。</p> <p>仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】</p> <p>マンホールトイレ：防災拠点及び避難所周辺に設置するマンホール一体型のトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。</p> <p>携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。【例：医療用ポータブルトイレ】又は、携帯可能な蓄便袋の類【例：カー用品の蓄便袋】</p> <p>既存トイレ：災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備。</p> </div> <p>第2節 トイレ対策の留意点</p> <p>トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。</p> <p>1 迅速な初動対応</p> <p>トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を行うものとする。</p> <p>2 対応窓口の一本化</p> <p>トイレ対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なることに留意する。</p> <p>また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を設けるものとする。</p> <p>3 予見に基づく準備</p> <p>物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講ずるものとする。</p> <p>特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や地震・津波の被害想定（震災対策編第1部第2章「被害想定」）等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必</p>
-------------------------	--

要がある。

また、計画的にし尿収集が実施できるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要となる応援要請を早期に講ずるものとする。

4 複数手段の活用

特に初動段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。

隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的にいき、その効果を高めるものとする。

5 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。(水引き後間もなくのくみ取り収集等)

6 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策に努めるものとする。

- (1) 男女別のトイレの確保及び設置
- (2) 高齢者・障がい者などの要配慮者への対応や、雨天時あるいは夜間に安心して利用できる周辺整備等への配慮

第3節 実施責任

- 1 被災地のし尿の収集及び処理は市町村が実施するものとする。
- 2 仮設トイレ及びマンホールトイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外(協定により確保するレンタルトイレ等)は市町村が行う。
- 3 携帯トイレの調達及び配付は、市町村が実施するものとする。
- 4 市町村が実施する業務について、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は県内外の市町村に応援を要請するものとする。
この場合において、災害の規模等に照らし、県は直ちに支援準備に着手し、応援要請の可否を確認しながら支援するものとする。

第4節 応援を求める手続き

1 し尿処理の応援

- (1) 市町村がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 処理が所要な地域
 - イ 期間
 - ウ 応援を求める人員、機材
 - エ 応援を求める業務の範囲
 - オ その他参考事項
- (2) 県は、応援を求められたときは、直にし尿処理業務の実施について被災地域外の市町村に応援を要請するとともに、あらかじめ協定を締結している廃棄物関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、し尿処理業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

2 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

- (1) 市町村が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 設置予定地域
 - イ 設置予定期間
 - ウ 必要な台数又は使用する人数
 - エ その他参考事項
- (2) 市町村が携帯トイレ調達の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 配付予定地域
 - イ 配付予定期間
 - ウ 必要な個数又は必要な人数
 - エ その他参考事項
- (3) 県は、応援を求められたときは、直ちに次のとおり必要な措置を講ずることとする。
なお、救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第7部第1章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。
 - ア 被災地域外の市町村に対する応援の要請
 - イ 他都道府県に対する応援の要請
 - ウ 仮設トイレの貸し出しが可能な業者への応援の要請(仮設トイレ設置の場合)
 - エ 携帯トイレの提供が可能な業者への対応要請(携帯トイレ配布の場合)

第5節 し尿処理の実施方法

1 実施組織

市町村は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

2 収集及び処理の方法

- (1) し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。
- (2) し尿処理場が機能しないとき等、やむを得ない場合は、市町村は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。
- (3) 市町村は、(2)の場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議の上、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (4) 市町村は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況、仮設トイレ及びマンホールトイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

第6節 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置に当たっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

設置後の簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら行い、円滑なトイレの使用ができるよう協力を求めるものとする。

1 県が行う応急対応

(1) 県（生活環境部）は、被災市町村と連絡調整を図り、県が保有する仮設トイレを設置する市町村を決定するものとする。なお、仮設トイレを設置する具体的な場所は、被災地のニーズに応じて市町村が決定する。

(2) 県が保有する仮設トイレの輸送は、第7部第1章「緊急輸送の実施」により行う。

2 市町村が行う応急対応

(1) 市町村は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。

(2) 市町村は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没するものとする。

(3) 市町村は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを借り上げ、避難所に配置する。

(4) 市町村は、仮設トイレに必要な消耗品の配布を行う。

3 設置の基準

(1) 市町村は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及率等に応じた仮設トイレの必要数量を平素から定めておく。

(2) 仮設トイレの設置の必要が生じた場合、市町村は、前項で定めた必要数量を元に、仮設トイレの設置計画を決定する。

第7節 携帯トイレの配付及び調達の方法

1 市町村が行う応急対応

(1) 被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。

(2) 被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。

(3) 市町村は、携帯トイレに必要な消耗品の配布を行う。

(4) 市町村は、必要に応じて避難所以外のトイレが使用できない被災者への蓄便袋等を配布する。

(5) 収集した蓄便袋等については、各市町村の分別の区分に従い、市町村が処理する。

2 県が行う応急対応

市町村の要請に応じて、不足する携帯トイレを確保する。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時のトイレ確保対策の実施
- 2 地域内のトイレ設置状況のマップ化（トイレマップ）の推進
- 3 被災地のし尿収集及び処理
- 4 仮設トイレ及びマンホールトイレの設置
- 5 携帯トイレの調達及び配布
- 6 し尿処理及び災害用トイレ調達に関する応援要請

災害時の相互応援に関する協定書 (平成8年3月29日締結 鳥取県と県内市町村)

鳥取県(以下「県」という。)及び鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村(以下「被災市町村」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 全各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局(以下単に「連絡担当部局」という。)を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、その物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の要請があったものとみなす。

3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町村からの要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、鳥取県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県と市町村が協議して定めるものとする。

中国5県災害発生時の広域支援に関する協定 (平成24年3月1日締結 中国5県)

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国5県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第2条 中国5県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国5県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1)食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3)避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4)医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5)避難者を受け入れるための施設の提供
- (6)前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部による支援を受けようとする被災県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

（平常時の相互交流）

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年、1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（その他の協定との関係）

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

【中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領（カウンターパート制部分のみ抜粋）】

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県